



6月11日(木)魚と鳥肉 6月12日(金)青果と肉
 協力店には「安売りデー」の歌いほりか、横断がていませ。

昭和61年 6/5 No.636 発行:東京都豊島区 編集:企画部広報課 〒170 豊島区東池袋1-18-1 ☎981-1111 (毎月5・15・25日発行)

7月1日から施行 良好な都市住宅確保のために

マンションなどの建設に 指導要綱を制定



依然として活発な
 区内ではマンション建設が依然として活発です。その理由は、戦後大規模に建設された木造アパートが建て替え時期に達したことや、ダイベロップ等による土地の高密度利用が顕著になってきているため、今後ともその傾向は変わらないと思われま

居住環境の悪化を招くケースも多い
 これらのマンションは、交通の利便から駅または高地側の商業・業務地域に近接して建設される場合が多いため、密着積が小さいなど居住水準の低いものや、緑地・緑化がほとんど考慮されていないものなど、居住環境面で問題を含んだ計画が少な

して策定したもので、今後区内でマンションの建設計画のある土地所有者または建築主の方は、これらの趣旨を十分ご理解いただき、豊島区の良好な街づくりをぜひ協力くださるようお願いいたします。

要綱の重点項目

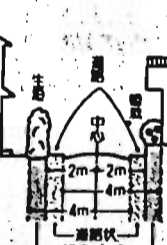
- (1) みどりとおープンスペースの拡大
- (2) 良好な都市住宅の確保
- (3) 防災性の向上
- (4) 周辺環境との調和
- (5) 相隣関係の円滑化

要綱の対象となる建築物
 (1) 集合住宅指図書対象となる共同住宅は、階数が3階以上で、共同住宅の用途に供する部分が600平方メートル(商業地帯の場合は800平方メートル)以上のもの。
 (2) ワンルーム指図書対象となる共同住宅は、階数が3階以上で、ワンルーム住戸(1住戸の床面積が20平方メートル以下の住戸)数が15戸以上かつ、総戸数の3分の1以上集合しているもの。

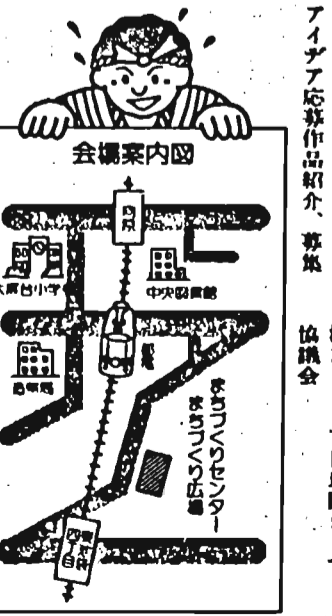
要綱の趣旨
 (1) 現場に建築計画のお知らせ看板を設置するとともに、隣接住民等に対して「周知」を図る。
 (2) 法律で定められた手続き(建築確認申請等)の30日前までに、区長への事前協議を開始する。
 (3) 建築主等は、近隣関係住民からの申出があったときは、条例で定める方法により説明会を開催する。
 (4) 建物設計にあつての計画的事項

- (1) 敷地が、商業地帯および近隣商業地帯の場合は、原則として敷地面積の3パーセント以上、その他の地域にあっては6パーセント以上の緑地を敷地内に確保する。
- (2) ワンルーム指図書対象では、前記の数値をそれぞれ4パーセントおよび8パーセントとする。
- (3) 敷地内には、衛生的な構造のゴミ保管施設を設ける。
- (4) 敷地内には、居住者用および一定規模以上の店舗等では来客用の、自転車駐車を設ける。
- (5) 敷地内には、居住者用のおよび一定規模以上の店舗等に集客等のための施設を設ける。
- (6) 敷地内には、居住者用のおよび一定規模以上の店舗等に集客等のための施設を設ける。
- (7) 大規模集合住宅(100戸以上)には、原則として建物内に集客等のための施設を設ける。
- (8) 各住戸の床面積を、原則として次の表に掲げる数値以上確保する。

住戸の区分	最小住戸床面積(㎡)
1K	16
1DK	29
2DK	39
3DK	50
4DK	65



(9) 居室の天井高は、2・3メートル以上とする。
 (10) 各住戸の床および壁は、厚さ12センチメートル以上の通音構造とする。
 (11) 道路側の外壁面には、ひさし、バルコニーまたはアーガラス等を使用した窓を設置するなどの落下物対策を講ずる。
 (12) 大規模集合住宅(3千平方メートル以上)には、防火用貯水槽を設ける。
 (13) 高さ1・5メートル以上のがけや擁壁に接する場合は、安全対策を講ずる。
 (14) エレベーターを設置する場合は、防犯措置等を講ずるよう努める。
 (15) 近隣への配慮
 (1) 相隣紛争の主原因となる日照障害、テレビ電波受信障害、風害、プライバシーの侵害および工事公害等への対応措置を講ずる。
 (2) 相隣紛争の防止に努めるほか、相隣紛争が生じた場合は解決のために誠意をもって当たり、各種の協定等の締結に努める。
 (3) 管理上の事項
 (1) 建物内の出入口に近い位置に、管理入室を設置する。
 (2) 住戸数が30戸以上の場合には、常駐管理人を置く。
 (3) ワンルーム指図書対象では、①と②の他にワンルーム住戸数が50戸以上の場合には、常駐管理人を置く。
 (4) 居住者および近隣への迷惑行為や不快行為等の禁止、住民登録の届出、協定の遵守および違反者に対する措置等についての事項を含めた管理規約等を制定する。



第3回東池袋4・5丁目地区 まちづくり祭

6月7日(日)10時～16時
 まちづくりセンター広場
 (東池袋5-13-6)

東池袋4・5丁目地区は、豊島区の「木造賃貸住宅地区総合整備事業」の第1号地区として整備を受け、区と民間が共同でまちづくりに取り組んでいる地域です。

「東池袋4・5丁目地区まちづくり協議会」は、住民主体のまちづくり団体として昭和60年2月発足以来活動を重ねてまいりましたが、5月27日、まちづくり計画案「まちづくり案」も3回目を迎えました。区民のみならずの参加をお待ちしています。

健康まつりの広場フェアー
 6月7日(日)午前10時～午後3時
 ●健康フェスタイバル
 ●スタージプログラム
 ●健康・栄養・食生活のつくり方
 ●体力自慢ゲーム
 ●健康体操
 ●参加賞・賞品も用意!!
 ●健康相談コーナー
 「ストレス・老化」あなたはだいたいどうですか? 健康測定も行います。
 ●栄養相談コーナー
 健康管理は食事から! 食事診断等を行います。
 ●辻広場コーナー
 「辻広場」パネル、模型展示、アイデア応募作品紹介、募集

地区内ゲートボール大会
 6月8日(月)午前9時～午後3時
 日ごろ、広場で練習している地区内のゲートボール団体による大会を行います。主催・東池袋4・5丁目地区まちづくり協議会

●緑の相談コーナー
 元神代植物園長 北条幸次先生を相談員にむかえ、何んでも相談。このほか、会場では、健康ドリンクコーナー、ゲートボールゲームも実施します。
 ●マイタウン・タイキヤンパ&オリエンテーリング
 6月8日(月)午前10時～午後3時
 ●テント張りとおハンゴウ炊きさん
 広場でテント張りの実習と、まきを使ってカレーライスをみんなで作ります。
 ●地区内オリエンテーリング
 親子・子どもグループ等で、本格的なオリエンテーリングを行います。
 ●対象:東池袋4・5丁目地区または近隣に居住する子ども(親子参加も可)
 ●定員:100名(先着順)
 ●申込み:住環境整備課②2863

特別区民税・都民税の非課税限度額 などが引き上げられました

地方税法の一部改正

地方税法の一部を改正する法律が公布されました。その主な内容をお知らせします。

◇均等割の非課税限度額の引き上げ

年間合計所得金額が「31万円(改正前28万円)×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数」で算出される額以下の場合、均等割が非課税となります。

◇例)夫婦と子供2人の世帯で年間合計所得金額が「31万円(改正前28万円)×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数」で算出される額以下の場合、均等割が非課税となります。

◇例)夫婦と子供2人の世帯で年間合計所得金額が「31万円(改正前28万円)×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数」で算出される額以下の場合、均等割が非課税となります。

◇例)夫婦と子供2人の世帯で年間合計所得金額が「31万円(改正前28万円)×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数」で算出される額以下の場合、均等割が非課税となります。

◇例)夫婦と子供2人の世帯で年間合計所得金額が「31万円(改正前28万円)×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数」で算出される額以下の場合、均等割が非課税となります。

◇例)夫婦と子供2人の世帯で年間合計所得金額が「31万円(改正前28万円)×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数」で算出される額以下の場合、均等割が非課税となります。

◇例)夫婦と子供2人の世帯で年間合計所得金額が「31万円(改正前28万円)×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数」で算出される額以下の場合、均等割が非課税となります。

◇例)夫婦と子供2人の世帯で年間合計所得金額が「31万円(改正前28万円)×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数」で算出される額以下の場合、均等割が非課税となります。

◇例)夫婦と子供2人の世帯で年間合計所得金額が「31万円(改正前28万円)×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数」で算出される額以下の場合、均等割が非課税となります。

◇例)夫婦と子供2人の世帯で年間合計所得金額が「31万円(改正前28万円)×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数」で算出される額以下の場合、均等割が非課税となります。

◇例)夫婦と子供2人の世帯で年間合計所得金額が「31万円(改正前28万円)×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数」で算出される額以下の場合、均等割が非課税となります。

◇例)夫婦と子供2人の世帯で年間合計所得金額が「31万円(改正前28万円)×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数」で算出される額以下の場合、均等割が非課税となります。

◇例)夫婦と子供2人の世帯で年間合計所得金額が「31万円(改正前28万円)×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数」で算出される額以下の場合、均等割が非課税となります。

◇例)夫婦と子供2人の世帯で年間合計所得金額が「31万円(改正前28万円)×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数」で算出される額以下の場合、均等割が非課税となります。

◇例)夫婦と子供2人の世帯で年間合計所得金額が「31万円(改正前28万円)×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数」で算出される額以下の場合、均等割が非課税となります。

◇例)夫婦と子供2人の世帯で年間合計所得金額が「31万円(改正前28万円)×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数」で算出される額以下の場合、均等割が非課税となります。

◇例)夫婦と子供2人の世帯で年間合計所得金額が「31万円(改正前28万円)×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数」で算出される額以下の場合、均等割が非課税となります。

◇例)夫婦と子供2人の世帯で年間合計所得金額が「31万円(改正前28万円)×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数」で算出される額以下の場合、均等割が非課税となります。

◇例)夫婦と子供2人の世帯で年間合計所得金額が「31万円(改正前28万円)×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数」で算出される額以下の場合、均等割が非課税となります。

◇例)夫婦と子供2人の世帯で年間合計所得金額が「31万円(改正前28万円)×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数」で算出される額以下の場合、均等割が非課税となります。

◇例)夫婦と子供2人の世帯で年間合計所得金額が「31万円(改正前28万円)×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数」で算出される額以下の場合、均等割が非課税となります。

◇例)夫婦と子供2人の世帯で年間合計所得金額が「31万円(改正前28万円)×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数」で算出される額以下の場合、均等割が非課税となります。

◇例)夫婦と子供2人の世帯で年間合計所得金額が「31万円(改正前28万円)×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数」で算出される額以下の場合、均等割が非課税となります。

◇例)夫婦と子供2人の世帯で年間合計所得金額が「31万円(改正前28万円)×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数」で算出される額以下の場合、均等割が非課税となります。



時計のある立教大学本館。円内右が上野さん、左が川本さん。

急速な科学技術の進歩、分刻みて動く社会。そんな世の中、豊島区制誕生以前からずつと時計を刻み続けているのが立教大学本館(モリス館)にある時計塔である。

イギリスのゼント社製「原鐘機械式(はと時計)のように、重りの落ちる力を動力源にする」この時計は、関東大震災(大正12年)前後に設置された。高さが60

の川本実さん(昭和58年3月定年退職)である。このお二人にそのへの苦勞を聞いてみた。「とにかく重りを巻き忘れないようにしています(時計は6日巻き)」。またこの時期は、時計の針にたがが巻きつき、時計を止めないよう気を配ります(上野勝己さん)。「台風で飛ばされた木の葉が針に絡まり、その抵抗で時計が止まるんです」。一時は、他の時計に変えようと言った話もありましたが、油を変えたりして、より正確に動くよう努めてきました(川本実さん)等話をしてくれた。鐘はいつ鳴らすのですかと尋ねると、「精度は今の時計程ではないので、試験の時など校内のベルとズレて鳴るとまずいですからね」と笑うお二人。こうした心遣いで「あと50年は大丈夫」と専門家のお墨付きを得ている。

これからも当分の時計、学生と区民の心に色々々思い出を刻みつけてくれるであろう。

「虫歯の発生」

虫歯はどうしてできるのか。それは、虫歯菌とつながる。スライムコックス・ミュータンス。と菌が歯の中心になって、砂糖を分解して繁殖し、歯こうを作ります。そして歯を酸性化し、カルシウムを脱炭して虫歯を作るのです。歯こう(プラーク)をしっかりとることが、歯みがきができていないことなのです。

「食へもの注意」

どんな食べ物か歯に良いかは、



「虫歯にならなさい」

子供たちに栄養のバランスの良い食べ物を食べさせ、砂糖を含んだものを多く食べないようにし、また甘い物を食べさせたら後で必ず歯をみがかせることを確認してほしいのです。そして規則正しい生活をつとめてください。特に夏休み、冬休みなど、休みの期間にも注意してほしいのです。歯みがき剤は、歯ブラシの毛程度で十分です。なるべく硬い歯ブラシで、歯こうを残さずしっかりとみがいてください。特に寝る前に必ず歯みがきを。寝ている口中には、歯が増え、活動する時です。寝る前に砂糖を含んだ食品を食べる事は非常に危険です。朝の歯みがきは、食後で良いのですが、忙しい現代人は、朝弁先にみがくことはとても無理でしょう。夜だけでもしっかりとみがいてください。

「食へもの注意」

どんな食べ物か歯に良いかは、

「食へもの注意」

どんな食べ物か歯に良いかは、

わが家の健康

高齢化社会を迎え、現代は「歯は一生もつもの」とのスローガンの時代を迎えました。健康な体は、健康な歯から生まれる」と言われてはならないでしょう。しかも健康はその質の時代に突入しました。もっと歯に関心を持ってほしいのです。もう歯みがきをする事は常識ですが、まだまだ上手に歯みがきできていないとはいえない状態です。

高齡化社会を迎え、現代は「歯は一生もつもの」とのスローガンの時代を迎えました。健康な体は、健康な歯から生まれる」と言われてはならないでしょう。しかも健康はその質の時代に突入しました。もっと歯に関心を持ってほしいのです。もう歯みがきをする事は常識ですが、まだまだ上手に歯みがきできていないとはいえない状態です。

シボルです

女性のライフスタイルの変化等から乳がんも増加の一途です。あなたは自分の乳房の特徴をよく知っていますか。月一回の自己検診法を覚えて乳がんの早期発見に努めましょう。

6月16日(日) 午後1時30分
3時30分 池袋保健所講堂
◇定員：30名◇講師：藤野附
病院長 渡辺進氏◇申込み：池袋保健所予防課 987・4171

健康ゼミナール

60歳以上の方へ

水ヶ子防犯料理づくりから1
①6月11日(水) 西果鶏ことぶきの家 池袋本店 4197 ②6月25日(水) 池袋本店ことぶきの家 池袋本店 4197 ③7月4日(水) 池袋本店ことぶきの家 池袋本店 6916 ④時間：いずれも午後1時30分～3時 ⑤内容：同じ材料で料理を変えて、むだなくおいしく食べる工夫◇講師：池袋保健所栄養指導係 玉川 富子主査 ◇定員：いずれも40名◇申込み：詳細はご希望の館へお問合せください。

手芸教室

6月12・19・26日、7月4日
午後1時30分～3時 南長崎第一ことぶきの家◇内容：やさしい

手づくり教室

6月12・26日の毎週木曜日
午後1時30分～3時 高川ことぶきの家◇内容：広告紙を使った花立て作り◇講師：当館利用者◇材料費：200円◇申込み：材料費を添えて直接当館へお問い合わせ：電話 8601

健康ゼミナール

60歳以上の方へ

水ヶ子防犯料理づくりから1
①6月11日(水) 西果鶏ことぶきの家 池袋本店 4197 ②6月25日(水) 池袋本店ことぶきの家 池袋本店 4197 ③7月4日(水) 池袋本店ことぶきの家 池袋本店 6916 ④時間：いずれも午後1時30分～3時 ⑤内容：同じ材料で料理を変えて、むだなくおいしく食べる工夫◇講師：池袋保健所栄養指導係 玉川 富子主査 ◇定員：いずれも40名◇申込み：詳細はご希望の館へお問合せください。

手芸教室

6月12・19・26日、7月4日
午後1時30分～3時 南長崎第一ことぶきの家◇内容：やさしい

手づくり教室

6月12・26日の毎週木曜日
午後1時30分～3時 高川ことぶきの家◇内容：広告紙を使った花立て作り◇講師：当館利用者◇材料費：200円◇申込み：材料費を添えて直接当館へお問い合わせ：電話 8601

婦人問題懇話会

第5回全体会開かれる

5月16日午後、豊島区民センター会議室で、豊島区婦人問題懇話会(藤野附会長)第5回全体会が開かれ、参加労働部会から「パートタイムの問題」など、教育家庭部会から「教育に関する発言」など、健康福祉部会から「老人問題について」などが報告された。引き続き活発な話し合いが行われた。

池袋駅で住所不定者 特別対策を実施

5月28日、池袋駅を中心に、住所不定者に対し、出張相談所が開かれ、保護・更生へ指導が行われた。これには、区をはじめ、警察署、国鉄、西武、東武、営団地下鉄、都第四建設事務所、池袋清掃事務所等が参加した。

民踊教室(初心者専用)

6月16日・7月28日の毎週月曜日計6回 午前10時30分～11時45分 老人福祉センター◇曲目：「恋人生ほか」◇講師：永嶋しき氏◇定員：40名(先着順)◇申込み：6日以前本人が直接当館窓口へ◇電話：5896

NHK

放送日 6月20日(日)

- 豊島区提供
- 豊島区民保
- 区民保
- 成人立
- 成人立
- 成人立

中学生コース

小学生コース

Table with 4 columns: 期日, テーマ, 講師, 備考. Contains 10 rows of course details for middle school students.

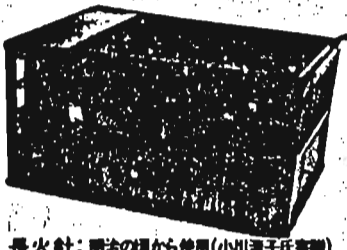
Table with 4 columns: 期日, テーマ, 講師, 備考. Contains 10 rows of course details for elementary school students.

催し 猪苗代の自然に親しむついで 雄田沼源原ニッソウキスナ 在求めて

家庭教育級 小学生コース 子どもついでつかい 誰かがついでには子どもであつたのに...

特別公開講座 児童・青年期の心の危機と家族関係 6月14日(日)午後1時~4時

郷土資料館特別展 高田・雑司が谷の生活資料 6月6日(日)午後5時30分



第二次世界大戦で大きな被害を受けた豊島区... 郷土資料館に提供された生活資料

映画「植村直己物語」前夜祭 6月6日(日)午後5時30分

人形劇のついで 6月8日(日)午前11時から

初級キヤンプリーター養成講習会 野外活動の基礎を学びませんか

募集 歴史・生活資料調査員 区立郷土資料館では、長崎地域の個人の家を対象に...

小学生サッカー教室 6月15日(日)午前9時~正午

家族清流釣教室 6月15日(日)雨天中止

官公所たより 東京都水道局から、水道の訪問診断

区民いも掘り カレーハイキング 6月15日(日)雨天の場合

開放運営委員会詳細 体育課 3481

6月7日(日)午後2時~4時 立教大学9号館中講義

6月15日(日)雨天の場合 6月22日(日)埼玉県嵐山町

6月24日(日)午後1時~4時 30分 日経ホール

6月24日(日)午後1時~4時 30分 日経ホール

6月24日(日)午後1時~4時 30分 日経ホール

6月24日(日)午後1時~4時 30分 日経ホール